管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
010010	鹿町内技能路原則自動車運行禁止と通行許可制の見直し	道路交通法第4条及び第8条 道路交通法施行令第6条	歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。 代替措置	鹿町内技能路原則自動車運行禁止と、地元住民や地元商店等への納入業者等には、車両申請による恒常通行許可証を発行し、鹿町内技能路運行熟練した地元比良書、免許証の本籍地を確認）通行許可を随時、駐車禁現具に車代と新規制度を新設し、その交通監視員より通行許可証を交付する。中王予防の為、監視カメラによる道路交通に起因する。 提案理由： 鹿町町立小は戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが狭く、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隣切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の錯輻により円滑な運行が行われず、歩行者の安全性も確保されないと、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市町地域連町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。 代替措置： そこで、同時提案している2種運転免許制度の要件緩和によって、住民主体で循環乗合バス、タクシー安全、使利に持続可能な運営が可能となる。又緊急車両の円滑な運行が可能となる。鹿町内技能路を原則自動車運行禁止規制の目的は、現状の技能路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止する事である。鹿町運行禁止規制は、6時～22時迄とする。通行禁止中の通過交通は、県道251号線を通過させる事で対応可能。現実に施年5月に行われた「鹿町清流大文化祭」には同様な交通規制が行われている。【添付資料】 「前関係は一見に如かず」の諺がありますが、是非一度現地視察の上、判断をしていただきたい。	C		通行禁止規制は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために実施されるものであり、その違反には罰則を課し、取締りにより実効性を担保していること。通行禁止規制の一部解除というべき自該道路の通行許可を住民等が行う場合には、即刻及び恒常的に運転の実効性を担保することは困難となり、通行禁止規制の意義自体が失なわれ、道路の安全確保が観点から、見ても問題がある。提案のような通行許可を「監視員」が行う制度によって上記のような問題の解決は図ることはできないものと考える。 なお、技能路における通行禁止規制の実施については、都道府県警察に権限されたい。	石の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	現在、ロンビ市内において、洗津課金制度が導入されております。 その際の違反者への対応は、 ①各所に設置された固定式デジタルカメラ及び移動式デジタルカメラが課金区域内を走行する車両のナンバープレートを読み取り、支払・登録がされていない車両をチェックして、取締まる仕組みになっています。 ②違反者に対しては600kが請求されます。ただし、2週間以内に支払えば、40kに軽減されます。反対に、4週間を超えても支払わないと120kに罰増されます。 ③3回以上の未払いがある車両が発見された場合は、車輪止めの又は施去の措置をとることができます。 同様な方法によって取締りの実効性を担保する。	C		本件提案については、交通規制の実効性を担保する取締り等を行うことができない住民等が通行許可を行うことに問題があると認められるこ とであり、デジタルカメラ等による監視によって、この問題の解決を図ることはできないと考える。		鹿町の津リ・サンライズプラン	1 0 2 3 0 1 0	個人	広島県	警察庁
010020	2種運転免許制度の要件緩和	道路交通法86条第1項、第89条第1項、第90条の2及び第97条等	旅客自動車と旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならない。	自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ第二種免許を受けなければならない要件緩和を求める。	鹿町町内技能路原則自動車運行禁止と通行熟練市民等に識時、通行許可証交付の所得化の要件緩和(の実施により技能路を原則自動車運行禁止が可能となれば、町内自動車交通量の大幅削減が可能であり、運転者は技能路熟練者のみとなる。技能路るみの状況にスピードを出す事は不可能である。交通事故や死亡事故はより一層抑制出来ると考えられる。又、実ではなく非営利で戦元年や地元高齢者住民の移動手段を維持出来る必要最低限の経費を地域負担で決定を行う。町内交通円滑化と高齢者福祉と現状の技能路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止に貢献出来ると考える。 「前関係は一見に如かず」の諺がありますが、是非一度現地視察の上、判断をしていただきたい。	「鹿町内技能路原則自動車運行禁止と通行熟練市民等に識時、通行許可証交付の所得化の要件緩和」の実施により、2.7mの道路幅員が狭く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の錯輻により円滑な運行が行われず、歩行者の安全性も確保されないと、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。 又、市町地域連町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。 代替措置 そこで、同時提案している2種運転免許制度の要件緩和によって、住民主体で循環乗合バス、タクシー安全、使利に持続可能な運営が可能となる。又緊急車両の円滑な運行が可能となる。鹿町内技能路を原則自動車運行禁止規制の目的は、現状の技能路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止する事である。鹿町運行禁止規制は、6時～22時迄とする。通行禁止中の通過交通は、県道251号線を通過させる事で対応可能。現実に施年5月に行われた「鹿町清流大文化祭」には同様な交通規制が行われている。【添付資料】 「前関係は一見に如かず」の諺がありますが、是非一度現地視察の上、判断をしていただきたい。	石の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	C		第二種免許の取得に関しては、素よして、有償で他人の生命を預かって輸送するための運転免許であり、平成18年中の事業用乗用数車が第1当事者となった交通事故件数は、自動車等1万台当たり9.0件と全自動車等の31件に比べ約3倍となっており、死亡事故件数については、1.97件と全自動車等の0.62件の約3倍となっている状況であることから、第二種免許の取得要件の緩和は、道路交通の安全の観点から認められない。		鹿町の津リ・サンライズプラン	1 0 3 0 2 0	個人	広島県	警察庁
010030	けんり免許収得の義務から除外すること、但し軽車両及び農業用トラクター限定	道路交通法第85条第3項等	車引自動車によって、重量車引車（軽車両で、車引されたものの構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第40条第3号の車両総重量をいう。）が750キログラムを超えるものをいう。）を車引して、当該車引自動車を運転しようとする者は、当該車引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、車引免許を受けなければならない。	農業用トラクターが規格以上の作業機等（運搬車）を引っ張りする場合は、けんり免許の収得義務化されている。 現状に農業用の軽トラックを利用したけんり引作業機も規制となっている。これらを規制の適用除外とする。	事業の概要 現在使用している農業用トラクター軽トラックが「けんり引するトレーラ」に限定して、道路交通法の「けんり」免許収得義務の適用から除外する。具体的には、農業用機械は本節限定・地域限定で技術開発用する。現状の運搬車両は最終的に経済活動を通じている農法業者を対象に生産販売しているため高価な車両を使用しなければならない状況にある。また導入して「けんり」免許が必要となるとされた生産コストの上昇要因となる。農産物価格は国際相場に連動しているため、今後も厳しい価格低下が予想される。農業用トラクター軽トラック限定で免許不要とされれば、トレーラーチーム毎にとって新たなマーケットがで技術革新・価格競争が起こり使い勝手の良いトレーラが開発され、農産物の価格低下に も耐えられる農業経営が可能となる。 提案理由： 各作業の現場では頻繁に作業機械（トラクター・田植機・コンバイン等）運搬時移動が行われる。時に は日に数回の移動が行われることもある。現場時間短縮の観点から一般道路使用を一部容認することは、 作業効率上は大いに有効であるとされる。 また、農業は低速走行しかできず、運動時間等には長い労力を要し、時間は有限であり、作業効率上 は、移動時間時清掃は作業体系上不可能である。農業は必ず農業用トラクター軽トラック所有してお り、それに運搬車をけん引させ移動機動車用として使用させれば、通常の時間帯のような高齢な車両運人者が出現できる。また、けん引免許を免除することにより、官及の促進となり結果、道路等の汚損防止・交通渋滞の緩和・交通事故の防止に役立つ。 ※代替措置等については別添のとおり	C		平成18年中の重被害引車による交通事故件数は、自動車等1万台当たり64.7件と、全自動車等の0.7件に比べ約91倍となっており、死亡事故件数については、4.2件と全自動車等の0.03件に比べ約140倍となっている。また、重被害引車を車引しながらの運転にはカーブにおける走行時や右左折時において重被害引車の走行時性を認識した上で、同車の走行状況を適切に把握しながら運転するなど、高度の運転技能及び知識を必要とされることから、車引免許の取得が求められるものであるこうした高度の運転技能や知識の必要性は、農業トラクター軽トラックが車引する場合についても認められるため、これらの場合について、車引免許を免除することは、道路交通の安全の観点から認められない。 （注） 自動車等1万台当たりの事故件数等の算出の基礎とした数値引車の台数には、70キログラム以下の被害引車も含まれているため、重被害引車の事故率はこれより低いと考えられる。	石の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	C		車両の構造や装置自体の安全性等を確保しようとする車検制度と、道路の交通の安全と円滑を確保しようとする運転免許制度とは異なり、重被害引車を車引しながらの運転に必要な高度の運転技能や知識は、速度にかかわらず、必要である。 また、運転で済る地域を限定し車引免許を免除したとしても、直ちに運転に必要な技能や知識の不足が補えるものではなく、その地域には、歩行者や他の運転者も存在し、運転者のみならず、他の交通参加者に対する交通の安全と円滑に支障を来すおそれがあるこ とであり、重型車輌については認められない。	石の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	1.運転技量の未熟は、道路以外での運転技術収得で可能ではないか、また多くの農家は道路以外で車引作業機を実際に使用している。またフンラッシュ の中型免許等の収得を義務付けることにより、運転技量未熟事故の防止はできるのではないか。2.事故防止の観点と法の趣旨は現解できるが、過去に道路のセンターラインを跨ぎ乱ドライバーの注意喚起を促す、時機策を実施した事例がある。全て規制ではなく、マナーと自己責任による事故防止を促す意味でもテストする価値はあるのではないか。		1 0 4 6 0 1 0	個人	福島県	警察庁
010040	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革		現在緊急自動車のサイレン音は90デシベル以上120デシベル以下となっているが、その下限値を60デシベルに、走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動を行えるようにする。	緊急自動車については、現場着しくは搬送先に安全、迅速に対者できるよう、道路交通法において、様々な適用除外規定がある一方、緊急走行を実施していることを示すため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を つけなければならないとされている。このサイレン音は、自赤で定める基準に適合するものを備えなければならないとされており、その音量は、90デシベル以上120デシベル以下となっている。 しかし、救急車などの緊急自動車の出動時間は、早朝、深夜のことも多く、また草加市においては、出動先が一般住宅地であることが多い。住宅街での走行条件は、交通量の多い幹線道路での走行条件とは異なり、特に深夜の時間帯には住宅街と幹線道路では地域区分違いがある。90デシベル以上120デシベル以下と規定があるとはいえ、90デシベルの音量は騒々しい工場のレベルであり、120デシベルに至っては、飛行機のエンジン付近の音量と同等とされている。安全な走行の確保としても、夜の深時や住宅街などでは交通量も少なく、警告灯も使用していることを考えると90デシベルは必要ないものと思われ、逆に必要以上のサイレン音は付近の住民に不安感などを与えかねないものとなってしまう。 そこで、緊急車両のサイレン音について、国が定める音量の下限値を60デシベルとし、地方の独自の基準により音量を可変設定できるものとしたい。この措置により、地域の実情、走行時の状況に対応した安全走行の履行とともに、付近の住民に配慮した走行が可能となり、緊急活動への理解の増進にもつながると考えられる。	—		緊急自動車のサイレンの音量を規定する道路運送車両の保安基準は、当庁の所管事項ではないが、交通の安全の観点から、緊急自動車のサイレンは、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるよう一定の音量が必要であると考える。		—		緊急自動車のサイレンの音量を規定する道路運送車両の保安基準は、当庁の所管事項ではないが、交通の安全の観点から、緊急自動車のサイレンは、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるよう一定の音量が必要であると考える。			1 0 8 2 0 1 0	草加市	埼玉県	警察庁 総務省 国土交通省
010050	サッカーロード特区 道路標示の妥当の緩和	道路交通法第76条	道路交通法第76条第1項には、「何人も、信号機若しくは道路標識等又は これに類似するこ作物若しくは物件を立てり設置してはならない。」と規定され、同条第2項に「何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。」と規定されている。	現行法で規定されている道路標示について、道路管理者と交安委員会との協議により、ウインカー点滅開始位置を規定し、その目的として道路にサッカーボールのマーキングを行う。	交通安全は、多くの市民の願いであり、道路管理者と交安委員会が一体となって取り組んでいる。今回の提案は、ウインカーの早めの点灯で呼びかけるマークを道路上に表示することにより、交通マナーの向上を図るとともに、そのマークを戯しみるをサッカーボールにすることで、子どもの交通安全教室で一助となし、さらに、「サッカーのまち 藤枝」のPRも併せて行おうとするものである。 提案理由： 第10次の特区提案で、本市は、スクランブル交差点の中央にサッカーボールの模様を描くという提案を行った。警察庁の回答は、「道路交通法の規定に反しない限り、道路管理者が現実のデザインを設置することは禁止されていないと考える。なお、設置の当否については、個別具体の状況に照らして判断すべきものであり、具体的要望については都道府県警察に相談されたい。」とのことであるが、デザインを道路上に設置することについて、現実者が怪実のいずれかを問題視しているとの理由で、現実者が怪実のいずれかを問題視しているとの理由で、現実者が怪実のいずれかを問題視しているとの理由で、警察署長に報告を行ったが、許可を得られなかった。警察庁におかれては、提案実現を後押しすべく、県警が判断に迷わぬよう、また、岡山県が、ウインカー点滅開始のマークを道路上に設置したとの例があるとのことなので、県警により判断が異ならないよう、静岡県警への警察庁からの具体的働きかけをお願いしたい。 代替措置 行政広報紙や地元マスコミにより周知徹底を図る。	D		上記道路交通法の規定に反しない限り、道路管理者が提案のデザインを設置することは禁止されていないと考える。なお、設置の当否については、個別具体の状況に照らして判断すべきものであり、具体的要望については都道府県警察に相談されたい。	石の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、貴庁からの回答には、「道路交通法の規定に反しない限り」とあるが、道路交通法の規定に反するか否かの明確な判断をお願いしたい。 また、「設置の当否については」、「個別具体の状況に照らして」、とのことであり、「個別具体の状況に照らして判断すべきものとのことであるが、これでは都道府県警察が、前回同様、判断に迷ってしまうおそれがある。警察庁より実施可能となるための通知を お願いしたい。なお、岡山県警で同様のものが実施されている。	警察庁からの回答では、「道路交通法の規定に反しない限り」とあるが、道路交通法の規定に反するか否かの明確な判断をお願いしたい。 また、「設置の当否については」、「個別具体の状況に照らして」、とのことであり、「個別具体の状況に照らして判断すべきものとのことであるが、これでは都道府県警察が、前回同様、判断に迷ってしまうおそれがある。警察庁より実施可能となるための通知をお願いしたい。なお、岡山県警で同様のものが実施されている。	道路交通法の規定に反するか否かについては、設置しようとする表示の秩序、規格、材質、他の規制標示への影響の有無等を関係して個別に判断する必要があり、警察庁からの通知により、個別の判断が可能になるという性質のものではないと考える。 具体的要望については都道府県警察に相談されたい。		1 0 8 0 0 1 0	藤枝市	静岡県	警察庁
010060	地域医療支援のための「移動型診療車両」の運行規制に関する規制緩和	道路交通法第57条及び第58条 道路交通法施行令第22条 道路交通法施行規則第8条	車両の運転者は、貨物が分別できないものであるもの道路交通法施行令で定める積載重量等の制限又は道府県公安委員会が定める積載重量等を超えることなる場合は、出発地警察署長が車両の構造又は道路状況には交通の安況に より支障がないと認めて積載重量等を超って運行したとき は、車両の運転者は、当該許可に係る積載重量等の範囲内で制限を超える積載をして車両を運転することができるとされている。	当院が行うへき地・離島などの医療過疎地への支援活動の中心は、「移動型診療車両」で現地に向かっての医療活動であり、医療過疎地域の医師の支援がありましたら年に3回ずつ、「診療所」として の専門機能を装備しているため、若干国内基準を超えるバンがトレーラーで ありへき地などへ向かうには通行規制がある。当院が「移動型診療車両」は

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
010070	「観察期間のルール」を取り入れ	道路交通法第2条第1項第18号、第44条乃至第49条の2、第51条の4、第51条の8及び第51条の12等	駐車禁止場所、駐車場整備地区等における駐車、停車、放置車両確認標章の取付け手続等	駐車禁止場所、駐車場整備地区等における駐車、停車、放置車両確認標章の取付け手続等を、「観察期間のルール」を取り入れることにより、

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
010100	21世紀のパチンコビジネスモデル、パチンコ営業店が遊技客に貸出した行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第1条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないとされ、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてばちんこ遊技機に係る玉1個につき24円、回胴式遊技機に係るメダル一枚につき20円を超えないことなどの規制がなされている。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき24円、貸メダル、メダル一枚につき20 円を超えないことなっている「貸玉・貸メダル」を廃止、それぞれ、玉一個につき 8円、メダル一枚につき5円を超えないことに改定する。	商品やサービスの価格はどこも同じではなく場所が変われば大きく変わってくる。これは海外と国内の物価水準の格差であるが「内外価格差」に限らず、国内においても地域により物価水準は異なる。物価調査員がこれまでも物価の地域差が見られる。同期間から数行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が当然のことであるとみている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データを比較した場合、人口(名古屋224万人、札幌187万人、一人当たりの所得(年名古屋224万円、札幌210万円)、有効求人倍率(名古屋2.24倍、札幌0.59倍)など数字にも表れており、データからも地域差は当然あり得るのであります。 現在のパチンコの貸玉金額は昭和30年(1977年)に提示(同じく)された「パチンコ業に対する指導について」において、貸玉金額の上限の改定を図る声があがっております。そもそも、パチンコ業は保通法で認可された遊技機で営業を行っており、現行のばちんこ営業は適度な射幸性を伴った健全な娯楽産業なのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、希望に合わせた金額を選択し、遊技を行うことが、健全な娯楽産業であるパチンコ営業にとっても、パチンコアプリにとっても最良の選択肢であるため、今回の提案をさせて頂きます。	C		ばちんこ営業は、客に遊技球等を貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であり、その営業形態によっては、客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされ、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金等の規制がなされている。このため、風俗法で認められる範囲内で営まれるばちんこ営業については、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるとは考えられる。しかし、遊技料金等の引上げに関しては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、貴庁からの回答によれば、「ばちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。」とのことであるが、仮に、「貸玉、貸メダル」の最高限度額を引き上げたとしても、遊技の結果として獲得した遊技球等の交換率の引き上げ等を、現行維持ないし実質ベースで「貸玉、貸メダル」の引き上げ率未満とすれば、射幸心を著しくそそるおそれは生じないと考えられるが、このことについて明確に回答されたい。	パチンコ営業は保通法で認可された遊技機で営業を行っており、現行のばちんこ営業は適度な射幸性を伴った健全な娯楽産業であります。今回の遊技料金限度額変更の提案は、極端な高度額を引き上げるものではなく、遊技料金の上限の変更を図ることで、遊技者が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、希望に合わせた金額を選択し、遊技を行うことが、健全な娯楽産業であるパチンコ営業にとっても、パチンコアプリにとっても最良の選択肢であるため、今回の提案をさせて頂きます。	C		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、貴庁からの回答によれば、「遊技料金引き上げた場合には、射幸性を著しくそそるおそれがあるため、法において、客が消費する金額が高額になる反面、より高額な賞品の獲得が可能となり、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるため、」とのことであるが、仮に、「遊技料金の引き上げ」を「貸玉、貸メダル」金額の中から、希望に合わせた金額を選択し遊技を行うことが、射幸心を直ちにそそるものとは考えられないと思いますが、是非一度、特段で提所して頂き、その上で検証して頂く事をお願いいたします。	今回のご提案は、極端な高度額の引上げの提案では決してありません。遊技客が望んでいる幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、希望に合わせた金額を選択し遊技を行うことが、射幸心を直ちにそそるものとは考えられないと思いますが、是非一度、特段で提所して頂き、その上で検証して頂く事をお願いいたします。		1 6 3 0 1 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁
010110	21世紀のパチンコビジネスモデル、パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないとされ、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	パチンコ営業店には社会貢献活動の推進、パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者（社会福祉団体・NPO）等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	パチンコ業界の改善・改革、警察庁の犯罪統計による、平成19年上半期の「ぱちんこ景品買取所」における犯罪件数が、平成18年上半期に比べ、減少するどころか増加している事実に関潮をさせて頂きます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、もちろんがしっかりとしたパチンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」の営業しをすりことが、国民を犯罪犯罪から守るために早急に採用されるべきであると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の客めに応じて、風俗営業等の規定及び業務の適正な等に関する法律第7条第2項第2号由に定める「貸玉・貸メダル返却等の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。これは今回の提案を認めて頂く事により、文部にとるとこの、不特徴で不健全な三方式による賞品交換システムの撤廃を解消、全国で多発している犯罪景品買取所に対する規金強制事件、傷害事件等を未然に防止することを目的としています。以上の提案により、「安心・安全・快適・感動」のあるシンプルな健全で合理的な娯楽施設を構築することが出来るのであります。	C		ばちんこ営業所において遊技客の玉又は メダルが現金で買い取られることは、ばちんこ営業に関して現金で賞品として提供されることと同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が機構置によっても行っているとの詳細を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、提案者は、パチンコ店内にある景品交換所のセキュリティを提供し、「貸玉・貸メダル返却所」を設置することにより、景品買取所に関する犯罪を防止する効果があるとのご説明をされていますが、「貸玉・貸メダル返却所」の設置を行うことが、国民を犯罪犯罪から守るために早急に採用されるべきであると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の客めに応じて、風俗営業等の規定及び業務の適正な等に関する法律第7条第2項第2号由に定める「貸玉・貸メダル返却等の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。これは今回の提案を認めて頂く事により、文部にとるとこの、不特徴で不健全な三方式による賞品交換システムの撤廃を解消、全国で多発している犯罪景品買取所に対する規金強制事件、傷害事件等を未然に防止することを目的としています。以上の提案により、「安心・安全・快適・感動」のあるシンプルな健全で合理的な娯楽施設を構築することが出来るのであります。	景品買取所に対しそれぞれの実情に応じて防犯体制や防犯設備を強化を指導を行っているのことですが、いっこうに減らない景品交換所に対する凶悪犯罪に対して、パチンコ営業店内で遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をばちんこ営業店内で直接買い戻す方式により犯罪を無くすことが、パチンコ店内に機構置によっても行っている遊技客に対する可能性があることから、認められない。	C		ばちんこ営業については、代表的な大衆娯楽の一つとして国民に親しまれている一方、客に遊技球等を貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であることから、その営業形態によっては、客の射幸心を著しくそそるおそれが生じるとともに、当該営業が機構置に当たり行為を行っているとの詳細を受ける危険性がある。このことから、法において、ばちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされ、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。こうした風営法で認められる範囲内で営まれるばちんこ営業については、著しく客の射幸心をそそるおそれが生じたり、機構置に当たり行為を行っているとの詳細を受けることはないと考えられるが、他方、賞品として現金が提供されるなどの場合には、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が機構置に当たり行為を行っているとの詳細を受ける可能性があると考えられる。 法においては、営業者が現金等を賞品として提供することや客に提供した賞品を買い取ることを禁止しているが、第三者が客から賞品を買い取ることを禁止しているわけではなく、したがって、営業者と関係のない第三者が客から賞品を買い取ることは、直ちに違法とはならないと考えられるが、他方、営業者が営業に賞品を買い取るものでない場合においても、営業者と同一とみなし得る者が賞品を買い取る場合には取締りの対象となるものと考えられる。個別の事案についてこの禁止違反となるか否かは、こうした事実に照らして判断されるものであり、賞取りの証拠が電子マネーで払われ証拠がある可能性のないというのでは、上のことであるが、パチンコ営業者を完全に切り離されたなくの第三者が営む景品交換所が、賞品買取にあたっての支払い手段として電子マネーを用いたこと、パチンコに対する法規制とは別の問題であり、直ちに違法とはならないと理解しており、明確に回答されたい。 また、例えば、客の身分証明を厳格化したとって、同一のチェーン店間で、それぞれの営業店の貯玉のデータを一括的に管理し、貯玉のデータが外部に流出しないようこされていれば、貴庁の回答にあるばちんこ営業者が遊技球等を客に営業所外に持ち出させることと同一視されることには当たらないと考えるが、このことについて、明確に回答されたい。 また、パチンコに係る貴庁の取り組みの中で、離博業は法規制とは別の問題であり、貴庁の回答にあるばちんこ営業者が遊技球等を客に営業所外に持ち出させることと同一視されることには当たらないと考えるが、このことについて、明確に回答されたい。 また、パチンコに係る貴庁の取り組みの中で、離博業は法規制とは別の問題であり、貴庁の回答にあるばちんこ営業者が遊技球等を客に営業所外に持ち出させることと同一視されることには当たらないと考えるが、このことについて、明確に回答されたい。 また、例えば、客の身分証明を厳格化したとって、同一のチェーン店間で、それぞれの営業店の貯玉のデータを一括的に管理し、貯玉のデータが外部に流出しないようこされていれば、貴庁の回答にあるばちんこ営業者が遊技球等を客に営業所外に持ち出させることと同一視されることには当たらないと考えるが、このことについて、明確に回答されたい。	現金ながら、いまだに景品買取所に対する凶悪犯罪が後絶で発生しております。パチンコ営業店内で遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をパチンコ営業店内で直接買い戻す方式を維持することにより、凶悪犯罪を無くすことが、パチンコ店内に機構置によっても行っている遊技客に対する可能性があることから、認められない。		1 6 0 2 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁
010120	入国管理行政			外国人の単純労働者の受入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考える。一方、このような目的を偽って入国する外国人の労働力が不可欠な事情もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、違入れ側も、弱みに付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を怠らなかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。約3兆円の国債の負担を誇っているから、せっかくの労働者を正規に認め、税収を増やすことが必要であると考える。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、我が国は、政府の方針として専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。外国人の単純労働者の受入れにあっては、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があるとこから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。								1 0 2 7 0 2 0 0	個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省
010130	在住外国人の永住許可にかかる必要年数の短縮		永住許可に関するガイドラインで定められている外国人の永住許可にかかる未同での在留期間について、地域への貢献実績があり、かつ日本語能力を有し、経済的に自立していなどの一定の要件を満たしている場合、現行の10年以上から5年以上に短縮する。	長浜市は、外国人住民の人口比率が全体の約5%を占め、全国でも有数の外国人居住都市であり、文化や習慣の違い、言葉の壁による、地元住民とのトラブルや排外的雰囲気の解消は、市が抱える重要かつ喫緊課題となっている。社会のグローバルでの進展により、今後も在住外国人の増加が予想されるなか、外国人と地元住民との隔たりを解消し、お互いが地域コミュニティを支える市民という認識に立った多文化共生のまちづくりを推進する必要があり、具体的には、 ①地域への出前講座として外国語教室を実施している ②外国人児童生対象とした就期放後教室を実施している ③外国人向けの生活情報誌を作成者行している ④地域や集落の伝統行事、祭りの主催者として参加している ⑤地域の文化芸能、芸術振興に関する活動を行っている ⑥市が主体となる各文化共生事業に全年以上携わっている などといった地域に貢献する外国人を増やすことが、外国人集住都市として重要と考える。そこで市としては、地域に住み親しむ定住外国人や永住外国人を増やす施策を打ち出すとともに、上記に挙げた地域に貢献する外国人を「外国人メディエーター」として市が位置付けて、その育成を行っていきたい。なお、この外国人メディエーターは、上記の地域貢献の実績のほかに、日本外国人であること、独立生計を営むに足りる資産を有すること、日本語能力を有すること（財）日本語能検等支援協会の実施する日本語能力試験で級以上の認定者であることを要件とする。 これらの要件を満たす外国人メディエーターの永住許可について、現行法上における永住許可要件である本邦での在留期間10年以上を5年以上に短縮する特例措置を提案するもの。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望については、現行の制度で対応可能であると考える。								1 6 6 0 0 0 1 0	長浜市	滋賀県	警察庁 法務省
010140	IT技術者など高度外国人材の日本企業就労準備研修の実施にかかる在留資格の受領及び更新の手続の円滑化			本市が認定する特定事業者（人材派遣会社等）が、高度外国人材「技術」在留資格事務職種等」を対象に「日本企業就労準備研修」を実施する場合、特定事業者が就職支援の参与所属をし、明らかに本人の責に帰すべき事由がなければ、（1）外務省は、特定事業者が発行する上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前まで に短期滞在ビザを発給し、（2）法務省は、貴第に上記研修を受講した特定事業者が設する者には、優先審査の ラ、年間に短期滞在の更新をお願いしたい。	全国的にIT技術者が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本国能力・技術力・観相性」企業側すると人材なら高額は問わないが、日本企業での就労に関連む人材とするには、現地面での研修だけでは十分でなく、本邦において前記3業務を最低6カ月程度の就労準備研修をすることが求められている。中国等には世界的に活躍できる水準には達しがたも、本邦大学者と同等以上の技術レベルを持ち、「技術」在留資格で就労できる人材は豊富におり、自己負担してでも本邦で研修を受けたいとする需要は確実にある。 上記研修事業が安定して運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけではなく、企業誘致にも直至で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本市地域経済の活性化に資すだけではなく、ひいては我国のIT技術者不足の解消にも貢献できる。 本研修事業を安定するために は、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び3カ月短期滞在の更新が認められることが不可欠であるこ。「技術」在留資格の更新の ため、本研修主催者たる特定事業者・人材派遣会社等」が在留中の経費支弁に係る身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可として いただきたい。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望については、現行の制度で対応可能であると考える。								1 8 4 0 0 1 0 0	福岡市	福岡県	警察庁 法務省 外務省
010150	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人数への長期在留資格の付与			資本金5億円以上の本社設置外資系企業に在籍し、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら企業は地域経済の活性化に大きく寄与しており、その外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者や親の問題で人国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に加えるこを求めるもの。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、親子関係の偽装等を防止するための措置がとられない限り、当該制度を悪用した不法入国を招すおそれがある。このような状況に鑑みると様々な観点について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。		現状、高度人材の親の在留状況を見守っている段階とのことであるが、一定期間を経た後にその在留状況を確認した結果として、他の在留資格をもつ外国人数への範囲拡大を将来的に検討される余地があるのかご意見をお聞きしたい。	当庁は御提案に係る制度を所管していないため、制度の将来的な取り方については法務大臣がきめるべき事項であり、御提案については法案に与える様々な影響について慎重に検討する必要があると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	政府におかれては、「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえ、「外国人の在留管理のあり方」について検討を進めるなか、「投資・経営」等の在留資格を有する外国人の在留期間の伸長について、今後検討されることとなっている。このような中、外国人親の長期在留資格の付与については、現状、高度人材親の在留状況等を慎重に見守ることとなっているが、これについての検討や対象拡大の必要性の有無等についても、上記「外国人の在留管理のあり方」の検討の一環として、ご検討いただきたい。		1 0 9 3 1 0 0 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省